

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則の一部を改正する規則 新旧対照表 ※傍線部分が改正部分

新 条 文	旧 条 文
<p>(条例別表第一の規則で定める事務等)</p> <p>第二条 略</p> <p>3 条例別表第一の三の項の規則で定める事業は、私立の高等学校等に係る奨学のための給付金の給付及び学び直し支援金の支給に関する事業(以下「私立高等学校等修学支援事業」という。)並びに私立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科に係る奨学のための給付金の給付及び修学支援金の支給に関する事業(以下「私立高等学校等専攻科修学支援事業」という。)とし、同項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。</p> <p>一〇九 略</p> <p>十 私立高等学校等専攻科修学支援事業に係る奨学のための給付金の給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>十一 私立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>十二 私立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の受給権者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>十三 私立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の支給の停止若しくは再開の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務</p> <p>十四 私立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の支給を受ける事由が消滅した者の一覧表の提出の受理、その提出</p>	<p>(条例別表第一の規則で定める事務等)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 条例別表第一の三の項の規則で定める事業は、私立の高等学校等に係る奨学のための給付金の給付及び学び直し支援金の支給に関する事業(以下「私立高等学校等修学支援事業」という。)とし、同項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。</p> <p>一〇九 略</p>

に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

十五 私立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の受給権者の氏名の変更の届出の受理に関する事務

十六 私立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の受給権者の授業料を減免した旨の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

十七 私立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十八 私立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の支給の状況若しくは実績の報告の受理、その報告に係る事実についての審査又はその報告に対する応答に関する事務

104  
9 略

条例別表第一の十の項の規則で定める事業は、国立又は公立の高等学校等に係る奨学のための給付金の給付並びに学び直し支援金及び標準修業年限超過者等就学支援金の支給に関する事業（以下「国公立高等学校等修学支援事業」という。）並びに公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科に係る奨学のための給付金の給付及び修学支援金の支給に関する事業（以下「公立高等学校等専攻科修学支援事業」という。）とし、同項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一十三 略

十四 公立高等学校等専攻科修学支援事業に係る奨学のための給付金の給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十五 公立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十六 公立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の受

104  
9 略

条例別表第一の十の項の規則で定める事業は、国立又は公立の高等学校等に係る奨学のための給付金の給付並びに学び直し支援金及び標準修業年限超過者等就学支援金の支給に関する事業（以下「国公立高等学校等修学支援事業」という。）とし、同項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一十三 略

給資格認定申請者一覧の作成及び提出若しくはその提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

十七 公立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の受給権者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

十八 公立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の収入状況届出者一覧の作成及び提出若しくはその提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

十九 公立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の支給の停止若しくは再開の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務

二十 公立高等学校等専攻科修学支援事業に係る修学支援金の支給停止申出者一覧若しくは支給再開申出者一覧の作成及び提出若しくはその提出の受理、その提出に係る事実についての審査又はその提出に対する応答に関する事務

(条例別表第二の規則で定める事務等)

### 第三条 略

#### 2・3 略

4 条例別表第二の四の項の規則で定める事務は、第二条第四項各号（第五号及び第六号を除く。）に掲げる事務（同項第二号に掲げる事務にあつては、同号の外国人に対する保護の開始及び外国人に対する保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務に限る。）とし、同表の四の項の規則で定める情報は、生活保護法第二条の規定に準じて行う保護を必要とする状態にある外国人又は同条の規定に準じて行う保護を受けていた外国人（以下「外国人要保護者等」という。）に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第十九条第一号二からリ

(条例別表第二の規則で定める事務等)

### 第三条 略

#### 2・3 略

4 条例別表第二の四の項の規則で定める事務は、第二条第四項各号（第五号及び第六号を除く。）に掲げる事務（同項第二号に掲げる事務にあつては、同号の外国人に対する保護の開始及び外国人に対する保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務に限る。）とし、同表の四の項の規則で定める情報は、生活保護法第二条の規定に準じて行う保護を必要とする状態にある外国人又は同条の規定に準じて行う保護を受けていた外国人（以下「外国人要保護者等」という。）に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第十九条第一号二からリ

5  
く  
7  
略

まで、ルからワまで、ム及びビに掲げる情報とする。

5  
く  
7  
略

まで、ルからワまで、ラ及びビに掲げる情報とする。